

警備業務委託仕様書

1 委託業務概要

- (1) 委託業務名称 福島県立テクノアカデミー郡山機械警備業務委託
- (2) 警備対象 福島県郡山市上野山5番地 地内
福島県立テクノアカデミー郡山
警備対象物件 別紙1のとおり
- (3) 委託期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務目的

福島県立テクノアカデミー郡山の警備対象物件に係る火災、盗難及び不法行為を防止することで、庁舎等の建物その他の財産を保護し、また、当該庁舎等を利用する者の安全を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により警備業務を行う。

2 業務内容

- (1) 警備対象物件に係る機械警備に関する業務
- (2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他必要と認められる業務

3 資格要件

乙は、次のいずれも満たす者であること。

- (1) 警備業法第2条第1項第1号の業務を行っている者。
- (2) 警備業法第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (3) 県外業者にあつては警備業法第9条の規定により、福島県公安委員会に届出していること。

4 警備業務の実施

- (1) 警備業務（以下「当該業務」という。）は、別紙2に定める「警備業務細目」（以下「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記2の業務内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、甲の承諾を受けること。
- (4) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに甲と事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に甲にその状況を報告すること。
- (5) 当該業務に要する光熱水費及び通信料金（機械警備機器の信号送出にかかる通信料金を含む。）は甲の負担とし、当該業務において使用する機械警備機器やその他消耗品等は、乙の負担とする。
- (6) 乙は、機械警備において、ガードセンターで警備対象物件に異常事態が発生したことを感知してから、25分以内にその警備対象物件に対し機動隊を常に派遣できる体制をとること。

5 業務遂行状況の報告及び記録

(1) 報告及び記録の内容は下記のとおりとする。

ア 警備報告書

イ 異常が生じた場合の記録や処理結果

ウ その他甲が必要と認めた内容

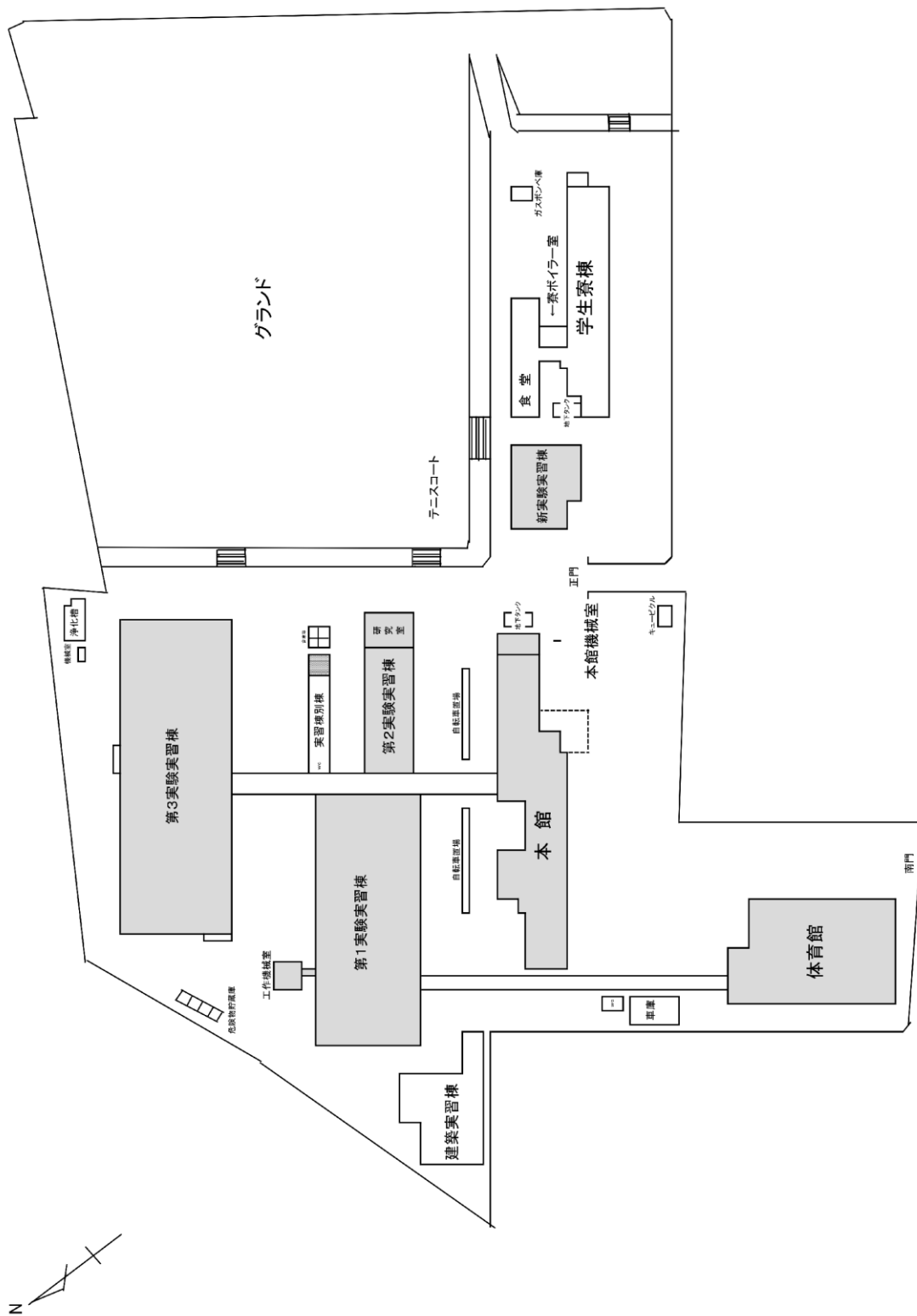
(2) 警備対象において異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で甲に報告すると共に、後日書面でも報告すること。

6 その他

甲が必要があると認めた場合は、乙は、前回の受託業者からの業務引継及び次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて乙の負担とする。

また、これらの引継業務を実施する時期は、甲の判断による。

福島県立テクノアカデミー郡山 配置図



警 備 業 務 細 目

1 業務内容

(1) 機械警備機器の設置及び撤去

ア 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を設置、交換、修繕する必要がある場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整したうえで、甲の監督のもとに実施すること。

イ 乙は、アを実施するに当たり、委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。

その際、乙は、甲にその実施計画書を提出し、その承諾を受けること。

ウ 乙は、アを実施するに当たり、前回の受託業者と連絡調整を行い、機械警備機器を遅滞なく円滑に設置すること。

エ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、乙所有の機械警備機器すべてを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあつては委託期間終了時に遅滞なく、契約の解除又は契約の変更等にあつては甲の指定する期日までに甲の承諾、監督の下に撤去すること。

また、機械警備機器の設置箇所について、設置したことが原因で修繕を要すると甲が認めた場合は、乙は乙の費用で修繕すること。

オ 乙は、次回の受託業者が機械警備機器を設置するに当たり、その連絡調整を求めてきた場合には誠実に対応するものとし、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について全面的に協力すること。

(2) 火災、侵入、ガス漏れその他の異常事態の感知

警備対象物件で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。

(3) 異常事態発生時における機動隊の派遣、異常事態の確認及びその拡大防止

乙は、警報受信装置により警備対象物件で異常事態が発生したことを感知したときは、乙の機動隊を速やかに派遣し、異常事態を確認すると共に事態の拡大防止にあたる。

(4) 関係先への通報及び連絡

警備対象物件に到着した乙の機動隊は、異常事態を確認後、ガードセンターにその状況を連絡するとともに、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報する。

また、必要があると認めた場合は、甲が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(5) 警備対象物件に設置された機械警備機器の点検、調整及び修理

機械警備機器等の機能について、乙は乙の費用負担にて適宜保守点検を行い正常作動を確認すると共に、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。

(6) 警備基準時間

8：30～翌日8：30（ただし、職員が機械をセットし解除するまで）

(7) 警備実施時間

上記(6)の警備基準時間内において、警備対象物件が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに機械警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号

を受けたときに警備を終了する。

(8) 機械警備機器の種類・数量及び配置

ア 機械警備機器の種類及び数量については、機械警備に支障のない必要な数量

イ 機械警備機器の配置については、本館（体育館及び第3実習棟を含む）、第1実習棟、第2実習棟、研究室、建築実習棟、新実験実習棟に個別に機械警備の開始及び解除ができるよう操作器を配置する。

(9) ガードセンター及び機動隊の役割

乙のガードセンターは警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。乙の機動隊は、警備対象物件の異常事態に対応できる体制を確保する。

(10) 警備開始時における取扱い

ア 甲における取扱い

最終退庁者は、警備対象物件内の各室出入口や、最終退庁する出入口以外の出入口すべてを施錠し、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON（警戒）の状態に操作するとともに、最後に最終退庁する出入口を施錠するものとする。

イ 乙における取扱い

ガードセンターは、最終退庁者の操作により自動的に表示されるONの信号を確認し、警備を開始する。

(11) 警備終了時における取扱い

ア 甲における取扱い

警備対象物件に登庁する者、又は甲で最初に警備対象物件に登庁する者（以下「登庁者」という。）は、登庁後に必ず内部に設置した操作器を所定時間内にOFF（警戒解除）の状態に操作する。

イ 乙における取扱い

ガードセンターは、登庁者の操作器の操作により自動的に表示されるOFFの信号を確認し、警備を終了する。

(12) 警備実施時間中における甲の臨時登庁

原則として登庁しない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、次の要領により行うこと。

ア 甲の臨時登庁者は、登庁後所定時間内に操作器を確実にOFFの状態に操作した後、速やかにガードセンターに電話連絡する。また、登庁後は、防火・防犯その他の事故防止について甲の責任において処理するものとする。

イ 甲の臨時登庁者は、退庁するにあたり、ガードセンターに電話連絡したうえで、警備対象物件内の各室出入口や、退庁する出入口以外の出入口すべてを施錠し、内部に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ONの状態に操作するとともに、最後に退庁する出入口を施錠するものとする。

(13) 緊急連絡先の指定

ア 甲は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を乙に通知する。

イ 上記アの緊急連絡先に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく変更したその連絡先を乙に通知する。